

住宅リフォーム助成事業

補助の対象となる方は？

- 1) 銚子市内に住民票がある方
- 2) 居住する住宅を市内施工業者による20万円以上のリフォーム工事を実施する方
- 3) 市税等を滞納していない方

※ 市税等とは市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金・分担金を指します。

補助の対象となる住宅は？

- 1) 銚子市内にある専用住宅（区分所有のマンションも含む）及び併用住宅（住居部分の割合が1/2以上）であること
- 2) 補助の対象となる方が居住していること
- 3) 補助の対象となる方又はその2親等以内の親族が所有していること
- 4) 所有者が市税等を滞納していないこと
- 5) 下水道に接続していること又は接続の計画が市長の確認を受けていること（下水道供用開始区域のみ）
- 6) 賃貸住宅でないこと

※ 補助金の交付の対象となる回数は、一の住宅につき1回限りとします。

補助の対象となるリフォーム工事は？

- 1) 当該年度の1月末日までに工事及び支払が完了するリフォーム工事
- 2) 他の助成制度を利用していないリフォーム工事

※ 外構工事等、助成の対象とならない工事もありますのでお問い合わせ下さい。

補助金の額

- 1) 20万円以上50万円未満の補助対象リフォーム工事費の場合 **2万円**
- 2) 50万円以上100万円未満の補助対象リフォーム工事費の場合 **5万円**
- 3) 100万円以上の補助対象リフォーム工事費の場合 **10万円**
- 4) 浄化槽を廃止し、下水道接続工事を行う場合 **3万円（上乘せ）**
- 5) くみ取り便所を廃止し、下水道接続工事を行う場合 **5万円（上乘せ）**

お問い合わせ

補助金の交付を受けるには、工事契約前に都市整備室（銚子市役所4階）への申請が必要となります。わからない点については、TEL 0479-21-3511までお問い合わせ下さい。（裏面参照）

住宅リフォーム補助金交付手続きの流れ

